

目 次

第2回定例会	1
--------------	---

※目次は復刻版の為、作成しました。

1961年6月16日大宜味村議会第2回定例会会議録

1961年大直味村茅之回定例会会議録

1961年6月16日大直味村議会議定例会を大直味村役所会議室に招集された。
出席(出席)議員は次のとおりである。

議員(9番) 天野敏助	副議長(3番) 大城記光	1番 宮城義徳
2番 大城清一	4番 親川富吉	5番 大塚福一
6番 平長伸善	7番 真瀬保一	8番 宮城新栄
10番 当山全信	11番 友崎隆輝	12番 平良増栄
14番 金城世栄	15番 宮城福市	16番 大城真秀

不出席(欠席)議員はない。

市町村自治法第61条の規定により、説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

村長 島袋幸妻 助役 根路銘安馬 収入役 山川元康
経済課長 平良実 技手 宮城位雄 林業経済指導員 金城良雄
技手補 庄枝平入 財政課長 宮里益順

本会議の書記は次のとおりである。

山城保雄

議長の報告した議事日程は次のとおりである。

6月16日 日程第1 議案第6号 村舎一階階入議定について

- 、 日程第2 議案第7号 大直味村税条例の一部改正について
- 、 日程第3 議案第8号 大直味村報酬及び公用弁償の額並にその支給方法を定める条例の一部改正について
- 、 日程第4 議案第11号 大直味村監査委員条例制度について
- 、 日程第5 議案第9号 大直味村猪肉販売所使用料徴収条例の一部改正について

6月17日 日程第1 議案第10号 1961年度大直味村歳入歳出追加更正予算議定について

、 日程第2 議案第12号 予算の繰越使用議定について

6月19日 日程第1 議案第14号 1962年度大直味村歳入歳出予算議定に

ついて

6月20日日程第1議案第5号 1962年度大宜味村輸入税出予算議定

について

6月21日日程第1議案第5号 1962年度大宜味村輸入税出予算議定

について

6月22日日程第1議案第5号 1962年度大宜味村輸入税出予算議定

について

議長は午前10時25分第2回定例議会の開会を宣告した。

議長は議事録署名議員の決定について、全員に諮った上、16番議員 当山全信と15番議員 宮城楯市君に指名した。

議長(天野毅助) 会期についてお諮りいたします。

16番(大城真秀) 今議会は1962年予算を審議する重要な議会であり、かつ定例議会でもあるので来る6月24日までを会期とする動議を提出します。

10番(当山全信) 16番議員の動議に賛成します。

6番(平長伸善) 今議会の提出議案並びに諸般の事情を考慮に入れ、会期を来る6月22日までとする動議を提出いたします。

8番(宮城新栄) 6番議員の動議に賛成します。

議長(天野毅助) 16番議員の会期を来る6月24日までとする動議、並びに6番議員の来る6月22日までとする動議は、それぞれ所定の賛成がありましたので動議は成立しました。外にご意見ありませんか(暫く発言なし)ご意見ないと認めます。採決いたします。先づ最初に16番議員の動議、会期を来る6月24日までとすることに賛成の諸君は挙手を願います(挙手7名)賛成7名であります。次に6番議員の動議、会期を来る6月22日までとすることに賛成の諸君は挙手を願います(挙手7名)賛成7名であります。よつて、両動議それぞれ可容同数でありますので議長が決めます。会期は本日より来る6月22日までとすることに決定いたします。

議長(天野毅助) お諮りいたします。議案を上程する前に村長の施政方針

を聞くことにご異議ありませんか（異議なしと呼ぶ者あり）ご異議ないと認めますよつて村長の施政方針を聞くことに決しました、村長の出席を求めます。（書記連絡村長出席）

議長（天野鍛助） / 96年度の施政方針を尋ねたい。

村長（島袋幸吉） / 96年度の予算議会に当り施政方針の一編を申し上げる機会を得ました事は小胆の處にと下るところであります。一応施政方針の重なることを申し上げる明なる議員皆様の御意ない事直に高見とご教示を頂いて諸般の隘路を打開し村民福祉の向上のため課せられた責任と義務を村務振興のために懸命の努力を致す所存であります。申すまでもなく議決機関と執行機関が常に表裏一体となつて進む所に村務の躍進があると考えます。又愛村の至情の一翼に全村民が紡がれそれぞれの立場で村起しのために自ら立ち上つてこそ明るい豊かな村づくりが出来ると思ひますので今年こそは其の気運と態勢を一致と整えて進みたいと思ひますので議会一同に倍する積極的なご指導ご援助をお願い申し上げる次第であります。

先づ施政構想と致しまして、第一に村民所得の向上を図りたいと思ひます。農村である本村では農業収益の増進に最も力を注ぐべきと思ひます。その為には耕地を広めることでもありますので山地を開発して適作のバナナ、バナナ、竹炭、其他の換金作物の増殖を図りたいと思ひます。適当な村有地は貸付してその需要に応えたいと思ひます。又生産を高め且つコストを引下げるため農道を整備いたしたいと思ひます。これについては莫大の経費がかかりますので政府財政に頼つて施行いたしたいのであります。政府の財政にも限度がありますので希望通りの整備は、早急には望めないと思ひます。これまでの政府補助事業の実績からいたしますと年間僅か1,000メートルばかりしか施行されておられません。今までの調子だと農道整備には大きな不安があるのがあります。私はこれを打開するため政府からフルを借り替けて農道の整備を致したいと思ひます。これについては関係局との話合ひも順調に進み必ず実施出来る自信を持っております。これが施行された暁は約10,000メートルに及ぶ道ができる予想をしております。併下らフル使用のみの道路開設で

ありますので完全道路ではないのであります。一両車の通る位の道を開設して
生産増進に役立てたいのであります。完全整備については政府助成等によつ
て早めを実現するよう努力改訂覚悟であります。次に村民の保健衛生の向上
を図りたいと思ひます。ノタムノ年から本年初期までに政府に登録された
T.B患者は343人の多岐に上つております。これは非常に憂慮すべき事
であります。貧弱財政に苦しむ本村といたしましては、その打開策といたしま
して、政府に接洽して村民一斉の集団検診を行い、その早期を期しその対策を
いたしたいと思ひます。在生治療患者については隔離病棟を完備させる必要
を痛感いたしております。これ等については療友会の方々と話し合通るな処置
を講じたいと思ひます。次に災害復興工事については布令29号によつて
或程施行し又は施行中であるが未だ相当の未復興箇所がありますので今度更
に接洽して完全復興ができるよう努力いたしたいと思ひます。本村は本月迄
在80名余の失業層がおりますので早めに失業対策事業が実施できるようま
務中であります。これは是非実施出来るよう接洽に更に努力いたしたいと思
ひます。次にこれまで多額の補助育成して参りました村育英会が運営不振の
状況にあるのでその強化に深い関心を以つております。審議会終了後早めに
対策に乗りおしたいと思ひます。次に今間駐員のベースアップを予定しており
ます。これは今日まで極めて低い給料で頑張つて居る駐員に対し少しでも
増俸して、今迄より以上に公僕として働いて貰ふこと、~~は~~ ^は 増俸額は予算に計
上されております。今間の増俸額は他の町村駐員給与との均衡を保ち駐員が
より明るく駐務に精励するたためにも実施いたしたいと思ひますのでよろしく
おねがいいたします。林業その他の事業についても従来より、より以上に実施
いたしたいと思ひます。以上1962年度の施政の要なる事を申述べました
が、財政食用の現状でありますのでその実現については幾多の難関が予想さ
れますので、議会のご協力を御におねがいいたしまして施政方針の公表を終
ります。

議長(天野銀助) 施政方針に対する旨向は新年度予算審議の際行うことにい
たします。日程表ノ筆第6号 村員一時借入について、を上程いたします。当

局のご説明を求めます。

村長(島袋幸喜) 本案は年度当初歳入の都合で備入の必要が生じたとき人件費のみに充てるため一時備入する目的で提案いたしました。

議長(天野敏助) 質疑を許します。(暫く発言なし) ご質疑ないと認めます。よって質疑を打切つて差支えありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり) 差支えないと認め質疑を打ち切りました。討論を許します。

15番(宮城福市) 本案は年度初めにおける適切な処置をするものであると認めます。よって原案どおり可決することに賛成します。

16番(大城俊秀) 15番議員の意見に賛成します。

議長(天野敏助) 15番議員の原案可決をする動議は成立ちました。外にご意見ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) ご意見ないと認めます。採決いたします。本案原案どおり可決することに賛成の諸君は挙手を願います(全員挙手) 全員賛成よって議案第6号 村長一時備入について、は原案のとおり可決確定いたしました。

議長(天野敏助) 次に日程第2議案第7号 大宜味村税条例の一部改正について、を上程いたします。当局の説明を求めます。

村長(島袋幸喜) 本案は税法の改正並びに1962年度村税の賦課標準変更等により改正を必要とするので提案いたしました。

議長(天野敏助) 本案に対する質疑を許します。

16番(大城俊秀) 議案検討のため暫時休憩する動議を提言します。

15番(大城記光) 16番議員の動議に賛成します。

議長(天野敏助) 16番議員の動議は成立ちました。外にご意見ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) ご意見ないと認めます。採決いたします。16番議員の動議、議案検討のため暫時休憩することに賛成の諸君は挙手を願います(全員挙手)

議長(天野敏助) 午前11時40分 全員賛成、よって暫時休憩いたします。

議長(天野敏助) 午後1時 再開いたします。議案検討は済んだことと認めます。よって本案に対する質疑を許します。

16番(大城真秀) 遺産相続による不動産の取得については、不動産取得税の対象になりますか。

収入役(山川元康) このことについては、目下研究中であります。

12番(平良増栄) 勤労学生控除の定義についておききたい。

収入役(山川元康) 勤労学生控除の対象になるものは、納税義務者であつて働きながら学んでいるものでありまして、年間所得170万円未満の者をいいます。

16番(大城真秀) 洋裁学院は琉球教育法にいう学校と見做しますか。

助役(根路銘安昌) これについては、法を研究する必要がありますので、調査は暫らく保留させて置きます。

15番(宮城福市) 本案が原案どおり可決された場合の減税の見通しをおききたい。

助役(根路銘安昌) 1961年度の実績に基づいて計算した場合、均等割が約608増し、扶養控除で約300名の減額とありますので、差引約240名の減税になります。この数字は1961年度の実績を抑えてのものでありますので、新年度の所得掌握の際には異動があることは所承知願いたい。

16番(大城真秀) 住居の用に供する目的で2回以上土地を購入した場合、購入の都度基礎を認められますか。

収入役(山川元康) 一回限りしか認めません。

議長(天野毅助) 本案に対する質疑は尽きたものと認めます。よつて、質疑を打ち切ります。本案に対する討論を許します。

16番(大城真秀) 本案は財政が許せば控除額をもつと引き上げるべきと思いますが、現状では止むを得ないのて原案どおり可決することに賛成します。

15番(宮城福市) 16番議員の動議に賛成します。

議長(天野毅助) 16番議員の原案賛成の動議は成さちました。外にご意見ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) 外にご意見ないと認めます。採決いたします。本案原案どおり可決することに賛成の諸君は挙手を願います。(挙手全員) 全員賛成。よつて 議案第7号 大宜味村税条例の一部改正については原案のとおり可決決定いたしました。

議長(天野毅助) 次に議案第8号 大宜味村報酬及費用弁償の額並びに

の支給方法を定める条例の一部改正について、を上程いたします。当局のご説明を求めます。

助役(根路銘安島) 社会の現況と検討の結果本案のとおり改正を必要と認め提案いたしました。

15番(宮城橋市) 議員報酬をもう少し減額して、その財源で他の予算に充てる意志はないか

助役(根路銘安島) 減額財源は乏しい。しかし財源がないからとて垂涙を流している状にはいけないと思います。財源が許せばもっと上げべきであると思います。今回はさいたら原案どおり改正いたしたいと思います。

6番(平良仲善) 隣村との約合いはどうなっておりますか。

助役(根路銘安島) 増額については各町村申合せをいたしておりますので増額後の最下位と思います。

15番(宮城橋市) 費用弁償の増額理由をききたい。

助役(根路銘安島) 隣村では1961年度から2名以上にとなっておりますので均等を保つたためにも改定すべきであり又現地の賃金相場を定めても改正の必要があるからであります。

議長(天野敏助) 午後2時55分 暫時休憩いたします。

議長(天野敏助) 午後3時14分 再開いたします。本案に対する質疑は尽くしたものと認めます。よって質問を打ち切ります。本案に対する討論を許しました。

3番(文城記克) 本案については討論を省略して採決した方がよいと認めます。よって討論省略の動議を提出します。

4番(靱川富吉) 3番議員の動議に賛成します。

議長(天野敏助) 3番議員の討論省略の動議は成立しました。よって採決いたします。3番議員の討論省略の動議に賛成の議員は挙手を願います(挙手9名) 挙手9名 賛成多数でありますので討論を省略いたします。本案に対する採決を行います。本案原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います(挙手9名) 挙手9名、賛成多数であります。よって議案第1号大並味村報酬及費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部改正について、

は原案のとおり可決確定いたしました。次に日程第4 議案第11号大直味村
監査委員条例制定について、を上程いたします。当局のご説明を求めます。
助役(根路銘安昌) 村の事業の執行状況又は村費から団体等に補助している
経費がどのように処理されているかについて、明確に把握する為には必要
と認め提案いたしました。

議長(天野敏助) 午後3時45分 暫時休憩いたします。

議長(天野敏助) 午後3時50分 再開いたします。本案に対する質疑を
許します。(転くして) ご質疑ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) ご質疑
ないと認めます。よって質疑を打ち切ります。討論を許します。

12番(平良増策) 監査委員制度は是非必要でありかつ提案内容も妥当と認
めます。よって原案どおり可決することに賛成します。

11番(友壽隆輝) 12番議員の動議に賛成します。

議長(天野敏助) 12番議員の原案賛成の動議は成立しました。外にご意
見ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) ご意見ないと認めます。採決いた
します。本案原案のとおり可決することに賛成の諸君は挙手を願います(挙
手会員) 挙手会員。よって議案第11号大直味村監査委員条例制定について
は原案どおり可決確定いたしました。

議長(天野敏助) 日程第5 議案第9号 大直味村精肉販売所使用料徴収
条例の一部改正について、を上程いたします。当局のご説明を求めます。

助役(根路銘安昌) 本年度の実績を見まするに獣畜の屠殺頭数が減り月々
の使用料は負担過重の状況にあるので、月々別に減額徴収いたした^{こと}で
提案いたしました。

議長(天野敏助) 本案に対する質疑を許します。

議長(天野敏助) ご質疑ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) 質疑はな
きたものと認めます。よって質疑を打ち切ります。本案に対する討論を許します。

12番(平良増策) 本案検討の結果妥当と認めます。よって原案に賛成します。

11番(平良伴善) 12番議員の動議に賛成します。

議長(天野敏助) 12番議員の動議は成立しました。外にご意見ありません。

か。(原簿内しと手帳有あり)ご意見ないと認めますよつて採決いたします
本筆原案のとおり可決することにご賛成の諸君は挙手を願います(挙手全額)
挙手全額、よつて 議案第9号大直味村精肉販売所使用料徴収条例の一部改正
については原案のとおり可決確定いたしました。

議長(天野敏助)午後4時 定刻となりましたので散会いたします。

散 会

日程第2日目(6月7日)

出席議員は全員である。

議長(天野敏助)午前10時11分 開議いたします、日程第1議案第10号
1961年度大直味村蔵入税出追加更正予算議案について、を上程いたします
当局のご説明を求めます。

村長(島袋幸喜) 収入役をして説明いたさせます。

収入役(山川元康) 特別交付税並びに村有地立木売却代の蔵入欠陥と宮城
白浜簡易水道施設補助金として弁償官費が交付されておりますので追加更正
の必要があつたので提案いたしました。これから蔵入税出款項目順を遡つて
調べまして説明にかえます。(収入税蔵入税出款項目順を遡つて調べた)

議長(天野敏助) 本案に対する質疑を許します。

10番(当山全信) 猟銃購入不執行理由と倉庫建築請負金の増額理由をおきき
したい。

村長(島袋幸喜) 猟銃購入不執行は政府の補助がなかつたためであり、
倉庫建築費の増額は当初セメント瓦葺を予定していましたが、検討した結果
スラフ葺の耐風性のある建物に変更したためであります。

12番(平良増栄) 茅煙草乾燥場設置補助金の増額理由と、村内生産のルーピ
は白粉肥料増産奨励補助金の対象にされているかについておききしたい。

村長(島袋幸喜) 茅煙草乾燥場設置補助金は増設された分について計上しま
した。白粉肥料増産奨励補助金は蔵入で説明いたしましたとおりでありま
して、ルーピンは含まれておりません。

11番(友寄隆輝) 煙草の植付面積と乾燥施設一帯の能力をききたい。

助 役(根路銘安島) 植付面積はノ町3区で乾燥能力は一巻6反物合であり計

1 番(宮城義徳) 過年度支出について今一度詳しくご説明願いたい。

村 長(島袋幸喜) 入宅小移住者壮行会の際妻如嘉農協から採集したもので米
精算の分であります。

3 番(大城記光) 之は民情上の時効に関連しませんか

村 長(島袋幸喜) 時効は中断されております。

14 番(全成世栄) 債務発生の時期をききたい。

村 長(島袋幸喜) ノ町3区であります。

8 番(宮城新策) 空不売松代は桐寺の減収となっている、その理由をきき
たい。

村 長(島袋幸喜) 未処分もカシあるが、原因は見積りより材積が少なかった
ためであります。又伐採区域が遠くであったことにもよります。

5 番(大城橋一) 樹苗圃設置補助金の減額理由と設置面積をききたい。

助 役(根路銘安島) 減額の原因は発芽成績が悪かったためと認めております。

尚樹苗圃は鏡泊に473坪折川に300坪設置しております。

6 番(平良伸善) 本案に対する質疑は尽きたと認めます。よって質疑打切
りの動議を提出します。

15 番(宮城福市) 6番議員の動議に賛成します。

6 番(平良伸善) 本案は裁入減額等による当然の処置であり、編成は妥否
と認めます。よって原案どおり可決することに賛成します。

8 番(宮城新策) 6番議員の動議に賛成します。

議 長(天野般助) 6番議員の原案賛成の動議は成立ちました、外にご意見
ありませんか(異議なしと呼ぶ者あり) ご意見ないと認めます。よって、採
決いたします。本案原案どおり可決することに賛成の諸君は挙手を願い
ます(挙手全員) 挙手全員、よって 議案第14号ノ町3区大正町材積
入減支出追加更正予算議定について、は原案のとおり可決確定いたしました。

議 長(天野般助) 日程第2 議案第12号 予算の繰越使用議定について、さ上

程いたします。お諮りいたします。本議は、現今議決いたしました10号議案と関連するもので、説明、質疑はないと認めます。よつて左様省略して差支えありませんか（異議なしと呼ぶ者あり）ご異議ないと認めますので質疑を省略いたします。更にお諮りいたします。本議は討論を行わず採決して差支えないと認めます左様決定して差支えありませんか（異議なしと呼ぶ者あり）ご意見ないと認めます。よつて討論を省略いたします。採決いたします。本議原案どおり可決することに賛成の諸君は挙手を願います。（挙手全員）万場一致賛成であります。よつて議案第12号 予算の繰越使用議定については原案どおり可決確定いたしました。

議長(天野銀助)お諮りいたします。本日の日程は一応終了したのであります。緊急にお諮りすべきことがあるので日程を追加いたします。13番議員の辞職によつて総務委員長が欠員になっておりますので大立味村議会委員会条例第6条第2項の規定により委員の互選をいたさせます。よつて総務委員は委員長の互選に取リかかつて下さい。（暫くして）現今互選の結果が判りましたので報告いたします。総務委員長に12番議員平吉増常君が互選されました。

議長(天野銀助)午後0時15分 本日はこれをもって全日程を終えました明日は休日でありますので休会いたしまして明後^日開議することいたします。本日はこれをもって休会いたします。

休 会

日程第3日目 (6月19日)

出席議員は全員である。

議長は午前10時15分開議を宣告した。

議長(天野銀助) 日程第1 議案第5号 1962年度大立味村歳入歳出予算議定について、を上程いたします。当局のご説明を求めます。

副 役(根路銘安島) 予算案を款項同順を運うて読上げつつ説明を加えたいと思ひます。概略申し上げまして、ご質疑のあつた際お答えいたしたいと思ひます。（副役 歳入科款項同順を運うて読上げつつ、説明を加えた。）

議長(天野銀助) 議案検討のため暫時休憩いたしたいと思ひますか。差

支えありませんか(異議なしと呼ぶ有り)

議長(天野 銀助) 午前11時24分 異議ないと認めます、よって暫時休憩いたします。

議長(天野 銀助) 午後2時00分 再席いたします本案に対する質疑を許します。

ノロ番(島山 全信) 村長の施政方針で述べられた政府からフルローン借用による農道の整備予定箇所は何处でありますか又同事業による受益関係新築の負担関係は如何になりますか、更におききますが、フル借用の時期は何時頃でありますか 又田下格致中の岸松下げダムの見直しはどうかおききたい。

助 役(根路 錦吾) これにつきましては各區においてそれぞれ計画させその計画を資料に取入れ企画いたしたいと思ひます。予定箇所はまだ決りておりません。この事業を施行する場合、灌地の補償は新築負担となりますので、いざ施行となると更に各區の受入れ態勢を吟味して場所の決定をいたしたい。又フルの借入時期については政府の都合もありますので今のところ確かなことは判りません。政府の体触窮の跡によりますと久志村の次になるようであります。

村 長(島袋 幸喜) 岸松下げのフルについては陳情書も提出し、接洽を続けております。見直しについては随分希望を持てると思つております。

ノロ番(宮城 福市) 江洲大壘の一部を政府に売却処分する議決をした際に将来白浜江洲間の農道が新設される場合灌地の補償は村がすると申されたがその意志に変わりはありませんか。

村 長(島袋 幸喜) これについて均等に憶えは有りません。供下ら一応記録を調べてお答えします。

ノロ番(大城 長勇) 前の議会で村長は村有地の貸地限度について調査の上報告すると申されたが、判明しておりますればお聞かせ願ひたい。又最近の新聞報道によりますと村は300町歩の周飛道地があるので安心地料で開発させるとあつたが300町歩の道地があるかどうかおききたい。

村 長(島 袋 幸 喜) このことについてはまだ調査を完了しておりません。統
し下ろすの町舎程度の開発適地はありと予想しております。

6 番(平 吉 伸 善) 議会議長の負担金の増減理由をおさきしたい。

助 役(根 崎 親 安 昌) 議長会からの要請により計上しました。全島市町村議長
議長会は議長定数1人につき38500円部のそれは同じく1人28000部の割とな
っております。

4 番(廻 川 富 孝) 江洲開拓者に村有地を貸付する意志がありますか。又新
開墾者があるが与物はそれを知つておられるか。更に政府に売却した地域と
の境界標識を設置する意志はないかおさきしたい。

村 長(島 袋 幸 喜) 入植者への貸付は当面保留したい。無断開墾のある事
はきいていません速かに調査して対処します。境界標識は早め設置する考
えであります。

16 番(大 城 真 秀) 綱南するところによると大東パイン会社が5-6町歩の村
有地を開墾しているとのことである、これが事実だとすれば村長はこれにつ
いてどうお答えおられるか。

村 長(島 袋 幸 喜) これについては調査の上お返事します。

議長(天 野 敏 助) 午後2時45分 暫時休けいいたします。

議長(天 野 敏 助) 午後2時57分 再開いたします。

村 長(島 袋 幸 喜) 先程の16番議員のご質問について、調査の結果が判りました
のでお答えいたします。大東パインの開墾は事実であります。このことにつ
いては前任者との関係もありますので検討の上善処いたします。

16 番(大 城 真 秀) 只今の答弁について速におさきしたい。ご返事の滞りをお
さきします。

村 長(島 袋 幸 喜) 本件についてはお来る日村会館中にお答えしたい。これに
ついては、前任者並に大東パイン関係者を呼出して話合いをなし要領をつ
かんでお答えしなくてはなりません。そのため努力はするか返事が長かいたと
きはご了承願いたい。

5 番(大 城 福 一) 木売松代は毎年減りしているこれについて将来の更迭

し、及び村民所得向上の具体的な方法、並びに換金作物の増産目標をおききたい。

村長(島袋幸喜) 村民所得の向上を図るため、まず換金作物の増産を、その技術向上を図るため、取組として指導助言に力を注ぎたい。又それと併行して鬼道への整備を、その生産コストの引下げに努める考えであります。換金作物の増産目標については後程資料をお配りいたします。

15番(宮城福市) 件母の給料補助金を増額しないか、その理由をおききたい。
助成(根路琢一吾) 性格的に補助金でありますので、一応先年度並にしました。そのカバーは関係区で善処されるよう期待します。

10番(町山全信) 大浜林道は、従来の運行と異なる状態まで破壊して、いる。当局の対策についておききたい。

村長(島袋幸喜) 一部補修したか、予算の都合で、そのようになっている。政府の補助を、抑えて、予算に補修いたしたい。

16番(大城要秀) 村の例規集を縮小する意志はありませんか。

村長(島袋幸喜) 近い将来は、是れを、実施いたしたい。

12番(平井増果) 保健衛生費は、費用な置の格構である。これはお参り方針と矛盾しないか。

村長(島袋幸喜) 戦後の新令で、費用な置を、して、いますか、戦後を、思出、して、善い、いた、したい。又、政府、の、力、を、借、り、て、集、団、検、査、局、に、力、を、注、ぐ、よう、努、力、いた、したい。

16番(大城要秀) 火葬場設置補助は、100%を、計上、されて、いる。有、局、は、管、理、者、局、か、ら、要、請、が、あ、れ、ば、資、金、撥、付、を、た、た、い、と、協、力、す、る、意、志、は、な、い、か。

村長(島袋幸喜) 協力は、構、ま、ない。次、年、度、も、助、成、す、る、方、針、を、も、つ、て、い、ま、す。

11番(友寄隆輝) 育英会の運営状況と貸費生の数を聞きたい。

村長(島袋幸喜) 直接の責任者でないので、詳しい状況は、知、り、ま、せ、ん。

議長(天野敏助) 午後3時57分暫時休憩いたします。

議長(天野敏助) 午後3時57分再開いたします。同じく、定、刻、で、あ、り、ま、す、の、で、本、日、は、こ、れ、を、以、て、散、会、いた、し、ま、す。

敬 念

日 程 癸 巳 日 同 (6月20日)

出席議員は全員である。

議長(天野銀助)午前10時13分 開議します 昨日に引き続き議案第5号ノ
962年度大庄味村搬入搬出予算減走について を上程いたします 質疑の
続行を許します

6番(平良伸善)煙草栽培は有望でありますか見送しをききたい。又栽培
状況はどうかおききたい

助 役(根路銘安局)別紙資料のとおりで有望であります 本年もノ所々
の植付があります 村内には上原の外喜如嘉 押川にも適地はあるか会社と
契約栽培であるのこ、その解決が増産の鍵を握っています

15番(宮城福市) 税金見込率が本年度より5%下廻っている。理由をききたい
助 役(根路銘安局) 内輪に累積している。徴税困難の理由からではありま
せん

5番(大城福一) 村有地貸付料は地同の別なくノ率徴収しているか

助 役(根路銘安局) そのとおりであります

16番(大城真彦) 貸地料が地同の別なくノ率に課されていることは不
合理だと思ふ 村長の見解をききたい

村 長(島袋幸喜) 不合理だと思えます。将来土地の条件を勘案して改めたい
と思います

1番(宮城義徳) 高産奨励費の減額理由をききたい

助 役(根路銘安局) 消費石の繰越分がありますので減額しました

16番(大城真彦) 村公館は毎年空施されている。本年度は空施について
の来でございませうか。

村 長(島袋幸喜) 新年度は是非発行したい。少くとも年々発行したい

8番(宮城新栄) 猟犬補助の減額理由をききたい

助 役(根路銘安局) 猟犬の減少によります。但し餌料が増えた場合は増額
したい

10番(吉山全信) 補助対象の器械具ノ台の値段は幾らであるか

助 役(根路銘安島) 258を予定しています。

16番(大城英 秀) 村民所得を向上させるため換金作物を奨励すると申されたが、そのための技術指導員を配置する考えはありますか。

村 長(島 袋 幸 喜) 配置の必要は充分認めていますか財政難のため今のところ配置は考えていません。その代わり政府、農研会社、農協等の協力を得て目的を果したい。将来財源難を克服した場合配置する希望を掲げています。

15番(宮城福市) 病害虫防除費の減額理由と61年度内の鳥の捕殺実績をききたい。

助 役(根路銘安島) 本集は水稲、甘藷を対象にしています。パイニンについては政府にお願する予定にしています。なお甘藷の分については、別に甘藷栽培、農協、栽培者、村が均等に担って完全防除をする計画を予定している。そのため前年度より減額しました。鳥の捕殺実績は検査箱250羽で本検査が約50羽あると見込んでいます。

4 番(親川寛吉) パイニン連合会への補助減額理由をききたい。

助 役(根路銘安島) 各会に対しては、これまで相応額補助して来ました。今では軌道に乗っており、会員自らの負担を期待して減額しました。

11番(友安隆輝) 優良パイニン各種の導入状況と新発削の栽培分布状態をききたい。

助 役(根路銘安島) 優良品種は漸次減に200年。大栗パイニンに8,000年程度あります。優良品種の村費導入は困難でありますので、政府からの多量配布に期待して増産を図りたい。

15番(宮城福市) 猟銃購入の計画がありますか。又猟銃による鳥獣の捕殺実績をききたい。

村 長(島 袋 幸 喜) 政府補助があれば購入したい。猟銃による鳥獣の捕殺は充分調査していないので確答はいたしかねます。

16番(大城英 秀) 産葉委員会への構成をききたい。

助 役(根路銘安島) 本委員会はまだ設置していません。将来は財源を見出し

て村長の諮問機関として設置し産業発展に資する権限を持つています。

1番(大城安秀) 本委員会が財源が乏しければなお必要で今が時期だとは
考えませんか。

助 長(根路錫安居) 産業は発展するほど複雑化するのをごその時期に設置した
い。現段階は左程複雑化していないので当面現状のままでいけると思います。

議長(天野俊助) 午後1時59分。中食のため暫時休憩いたします。

副議長(大城記光) 午後1時24分 再開いたします。議長が公務のため出席
されたから副議長が議長の職務を行います。質疑に入る前に、先に質問のあ
った事項で未回答の分があるので、それを先にします。先づ1番の質問、
江洲開拓地白旗内の道路新設のあった場合の用地の補償を村がするとの約束
があった。についての回答次に、4番議員の換金作物の増植目標はいくらか
について、の回答をおききすることになります。

村 長(島袋幸喜) 江洲大屋、白旗内の道路新設の際の用地補償は記憶せ
記録にもありません。従って約束した事実はないと認めます。次に4番議員の
ご質問についてお答えします。パインを200所、甘藷を40所、バナナは
本年8000植付したので約14000の実績であるか。将来目標の確たる数字
はないが有望であるので、奨励に拘束をかけたい。蓄積庫は会社との契約を促
進させて増植を図りたい。

副議長(大城記光) 暫時休憩します。(午後2時5分)

副議長(大城記光) 午後2時12分 再開します。質疑を許します。

4 番(親川富吉) 江洲大屋開拓地周辺の村有地を無断開墾している事実が
あります。これに対する当局の理解をききたい。

村 長(島袋幸喜) 初耳であるので調査の上お答えしたい。

副議長(大城記光) 午後2時35分 暫時休憩いたします。

副議長(大城記光) 午後2時40分 再開いたします。質疑を許します。

村 長(島袋幸喜) 4番議員のご質問に対して、係職員をして回答いたさせます。

技手補(尾成平八) 現地の開墾につきましては、さきに入植者から貸地輸出が

ありましたが、村の方針(入植者には当面貸さない)に従い、理由を説明して、申

請を却下しており、関係者も承知しております。又この土地は他の方々に貸してあります。もし重新開墾の事案があれば、取上げます。

ノ 6 番(大城真秀) エーカイ原の貸地は殆んどが永年耕作を目的とした方々で利用している。当局は之等の方々が同地域に定着し安心して学業ができるよう有償で松下げる意志はないか。

村 長(島袋幸喜) 関係者が松下げをまけない意志があれば、有償で松下げてよいと思えます。

ノ 6 番(大城真秀) 昨日大東パインに対する貸地問題で質問したが、村長のご返事はまだなされておられません。それについておきます。

村 長(島袋幸喜) この問題については関係職員と話し合いをなし更に関係者(大東パイン工場側及び前任者を指すと思われる)と話し合いをしてお答えいたした。そのため本日の会議終了後話し合いをする計画をしております。

ノ 6 番(大城真秀) この問題について 今会議中に「返事」できますか。

村 長(島袋幸喜) 今会議中に態度を決める方針であります。尚議会の意志をおきかせ頂ければ幸と存じます。

副議長(大城記亮) 午後 4 時 定刻になりましたので散会します。

散 会

日程第 5 日目 (6 月 21 日)

出席議員は全員である。

議長(天野鍛助) 午前 10 時 7 分 開議します。本日の日程は議案第 5 号であります。昨日に引き続き質問を許します。

ノ 6 番(大城記亮) 昨日質問のあった、大東パイン会社に対する貸地問題についてのご回答を求めます。

村 長(島袋幸喜) 本件に関する問題について当局を合した職員がおりますのでそのいまさつを述べさせてご本邦に供します。

金城(良雄) 技手 大東パイン会社から、ハワイ島の優良パイン苗を導入したのでその試験圃場にしたから 30 町歩の村有地を貸地して貰いたいと申請がありました。当時の村長は申請ヶ所を開墾して後実測して貸付きすると口頭で

大東パイン会社に許可したと記憶しています。

村長(島袋幸喜) 現在の圃圃面積は5所ア反であります。

ついでに前任者宮城丈正からの伝言がありますのでお伝えいたします。この問題については当時の処置が適当でなかったことを認め、重々お詫びいたしたい。と申されておりました。

3番(大城記亮) 現在の圃ア反圃圃されているところのことであるが、許可の範囲をおききしたい。

村長(島袋幸喜) 現在圃圃済の5所ア反に止めたい

16番(大城真彦) 本件について、優良品種導入により貸地したとなつていますが、その石本の向きを植付けるに5所ア反もいりますか、ご見解をおききしたい。

村長(島袋幸喜) 優良品種の植付をする為のみではなく、他の試験圃場としても活用させるために許可されたものであります。

3番(大城記亮) 5所ア反は耕地のみと思ひます。その他の周辺の防風林谷圃等も含めて貸付ける考えはありますか。

村長(島袋幸喜) お説のとおり考えております。

3番(大城記亮) 貸地関係の規定が当を得ていないと思ひます。これについて、現状にマッチするよう改正する意志はありますか。

村長(島袋幸喜) これについては乗例化して適正をけかりたいと思ひます。

15番(宮城福市) 大東パインに貸地する条件として、優良品種を村内に普及する話合いはなされていりましたか。

村長(島袋幸喜) 村内を優先にすると話合われています。

16番(大城真彦) 誤解な規程で貸地することは危険である。速かに乗例を制定するよう要求します。更に貸付地区規程の文面の意義について、村長の解釈をおききしたい。

村長(島袋幸喜) 貸地の目的は村民福祉を目的としている、貸付対象は原則として村内にある組合又は団体と解釈している。

16番(大城真彦) 私は団体又は組合とは、農協、任意組合、部落青年会等と解釈し、会社はその何れにも属しないと解しています。村長のご見解を

求めたい。

村長(島袋幸喜) お説々とおりに解釈しているが、条文中「原副として」とある字句の意義について、解釈に迷っています。主筆者の意を知らる必要があると思えます。

ノ 番(靱川富吉) 防風林とする場合も貸借契約を結ぶ意志はありませんか。もし契約を締結した場合地料についてどうなるか。

村長(島袋幸喜) 防風林も含め左の方がよいと思います。含め左の場合には地料は徴せられます。地料は耕地と差を付けるべきと思う。研究したい。

ノ 番(大城俊彦) 大東ハイム問題については将来のことであるので、議会と共に研究する意志はありますか。

村長(島袋幸喜) その意志は充分あります。よろしくおねがいしたい。

議長(天野敏助) 正午。正午となりました。暫時休憩いたします。

議長(天野敏助) 午後1時 再開いたします。議案研究のため暫時休憩いたします。(休憩中副議長が座長となり合同で議案を審議した。)

議長(天野敏助) 午後4時 再開します。定刻となりました散会いたします。

散 会

日 程 表 6 日 目 (6 月 2 2 日)

出席議員は全員である

議長(天野敏助) 午前10時55分 開議します。昨日引続き5号議案を審議することといたします。賛否を許します。

ノ 番(大城俊彦) 謝名城、田舎屋岡の村道に以前から排水要望をしてある暗渠があるかその排水行の理由をおききしたい。

村長(島袋幸喜) 同箇所の問題は前から計画して政府にもおねがいしてありますが、政府では上手からつながらる排水溝工事と一緒に施工すると申されていたのでそれを期待しているが遅々になつていふ。早急に施工されるよう接洽したい。

ノ 番(宮城祐市) 年末手当10割支給の根拠をききたい。

助 役(根路務安) 前年同様計上いたしました。

議長(天野徹助)本案に対する質疑は尽きたと認めます、よって討論を許
します。

♪ 高(大城記志)本案研究の結果、財政食糧に本村は依存経済に陥うとこ
ろが多く、田舎課税についても最高率となっているため、村民に押し付け
の気遣い感がございますが設し方ない。撤去についても妥否を論議とみてい
ます。よって原案のとおり議決することに賛成します。

♪ 高(大城福一)本議案の賛成に賛成します。

議長(天野徹助)動議成りました外にご意見ありませんか。(異議
なしと呼ぶものあり)市県議定たと認めます。よって採決いたします。本
案原案のとおり決まることに賛成の諸君は挙手を願います(会場挙手)
挙手会員より深澤英子等ノゾク車度大立味村撤入撤去原議定につ
いては原案のとおり可決確定いたしました。

議長(天野徹助)午後0時10分 軽微体休いたします。

議長(天野徹助)午後2時30分 再開いたします。以上で全議事を終
了いたしました。よって去る16日を以て招集された本会週例会
はこれをもって閉会いたします。

閉 会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内
容の正確であることを証するためここに署名する。

1961年6月22日

大立味村議会議長

議員(10番)

議員(15番)

1961年6月16日大野村教会共ニ同室例會を演説 正誤表

頁	行	誤	正
4	7	早期を期し	早期発見を期し
"	9	療友会の方々と話し合	療友会の方々と話し合
"	25	教会のご協力を切に	教会のご協力を切に
"	28	日程表ノ案第6号	日程表ノ議案第6号
5	8	原案どうり	原案どおり
"	12	原案どうり	原案どおり
6	16	郡度考獲を認められますか	郡度考獲控除が認められますか
7	23		村内生老のルービンは
"	2	説明、質疑はないと認めます	質疑はないと認めます
"	4	本案は討論を行わないで	本案は討論を行わないで
12	27	安心地料で	安い地料で
14	10	荷馬の運行	荷馬車の運行
15	5	質疑の統行を許します	質疑を許します
16	25	政府補助があれば	政府補助があれば
17	5	現政は	現政府では
18	15	頂ければ	頂ければ
19	3	宮城文正	宮城文正氏